

可搬式ガス検知器の較正手段に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び R 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編及び R 編
高速船規則検査要領

改正事項

可搬式ガス検知器の較正手段に関する事項

改正理由

船員の貨物倉、機関室等の閉囲区域への立入りの際において酸欠等による重大な人身事故を防ぐために、IMO において、当該区域に立入る前に内部の雰囲気を測定するための可搬式ガス検知器を船上に備えることを要求する SOLAS 条約第 XI-1 章第 7 規則が、2014 年に決議 MSC.380(94)として採択された。当該規則において、可搬式ガス検知器に対して適切な較正手段を備える旨規定されているが、その適切な較正手段について具体的に規定されておらず不明確であった。

このため、2016 年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会 (MSC97) において、較正手段として製造者のインストラクションに従った船上又は陸上における較正を認める旨明確にする IMO 統一解釈が、MSC.1/Circ.1561 として承認された。

また、タンカーに可搬式ガス検知器を備える旨規定する SOLAS 条約第 II-2 章 4.5.7 規則についても、同様の統一解釈が 2017 年 3 月に開催された SSE4 において合意され、当該統一解釈は 2017 年 6 月に開催された第 98 回海上安全委員会 (MSC98) において、MSC.1/Circ.1581 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1561 及び MSC.1/Circ.1581 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 可搬式ガス検知器の較正手段として、船上又は陸上において製造者の作成した手引書に従って較正を行う旨規定した。
- (2) 鋼船規則 R 編における可搬式計測器の数の規定について、表現を条約に整合するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 表 B3.2
鋼船規則 R 編 4.5.7
高速船規則 2 編 3.3.1
鋼船規則検査要領 B 編 B1.5.1, B3.3.2
鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.5, R4.5.7, R4.5.10
高速船規則検査要領 14 編 1.2.1